

平成25年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組（概要）

平成26年6月4日
公正取引委員会

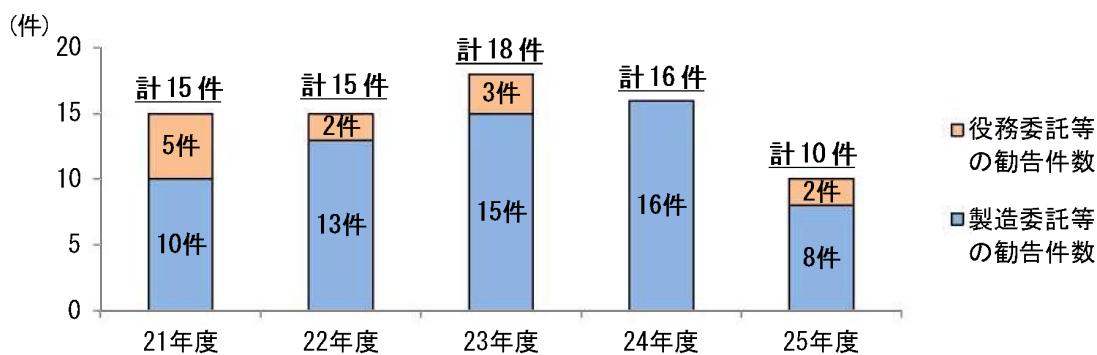
第1 下請法の運用状況

1 下請法違反行為に対する勧告等

(1) 平成25年度の勧告件数は10件。

勧告の対象となった違反行為類型の内訳は、下請代金の減額が9件、不当な経済上の利益の提供要請が1件。

【勧告件数の推移】

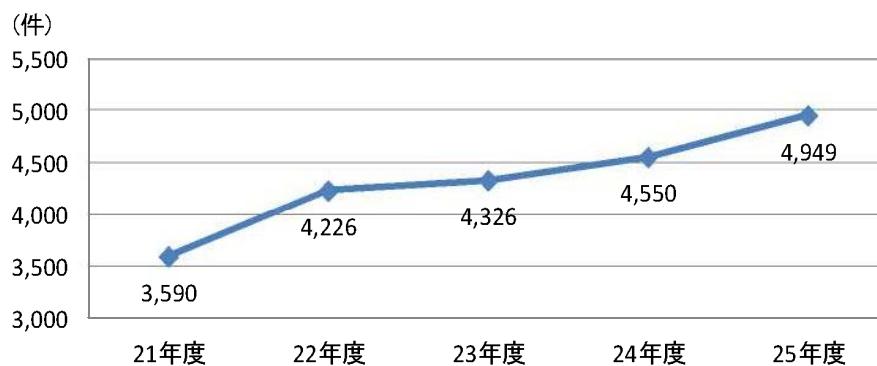


(注1) 各年度の勧告事件については参考資料2参照

(注2) 「製造委託等」とは製造委託及び修理委託を、「役務委託等」とは情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。

(2) 平成25年度の指導件数は過去最多の4,949件。

【指導件数の推移】

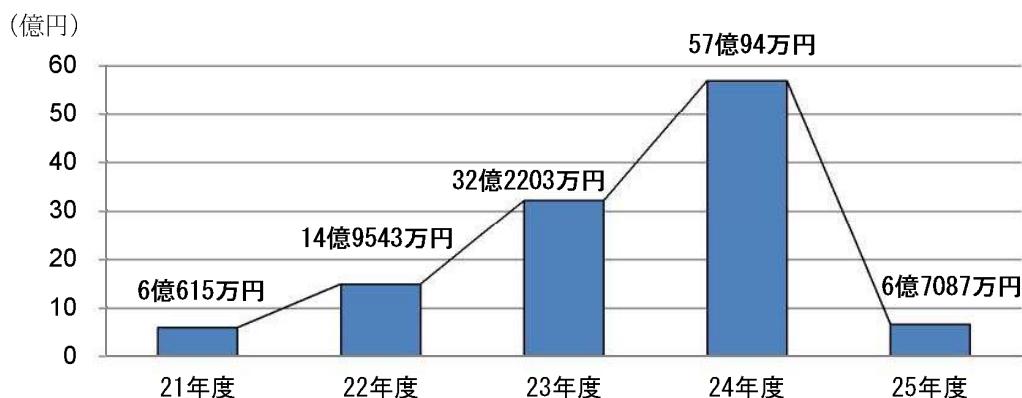


問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部
 下請取引調査室 電話03-3581-3374（直通）（第1関係）
 企業取引課 電話03-3581-3373（直通）（第2関係）
 ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>
 （下請法に係る相談・申告等 <http://www.jftc.go.jp/shitauke/madogutu.html>）

2 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成25年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者244名から、下請事業者5,604名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額6億7087万円相当の原状回復が行われた。

【原状回復額の推移】



【原状回復を行った親事業者数の推移】



3 下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案

公正取引委員会が調査に着手する前に、親事業者が違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を探っているなどの事由が認められる事案については、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を探ることを勧告するまでの必要はないものとしている（平成20年12月17日公表）。

平成25年度においては、上記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は12件あり、このうち1件については、違反行為の内容が下請事業者に与える不利益が大きいなど勧告に相当するような事案であった。これら12件については、上記のような取扱いがなされ、下請事業者186名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額3570万円分の原状回復が行われた^(注)。

なお、勧告に相当するような事案に対して上記のような取扱いを行った件数は、これまで6件である（平成20年度2件、平成24年度3件、平成25年度1件）。

(注) 前記2記載の金額の内数である。

第2 企業間取引の公正化への取組

1 下請取引適正化推進月間の実施

(1) 概要

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

(2) 下請取引適正化推進講習会

平成25年度においては、47都道府県61会場（うち公正取引委員会主催分27都道府県34会場）で実施した。

(3) キャンペーン標語の一般公募

平成25年度においては、キャンペーン標語の一般公募を実施した結果、特選作品として、「下請代金 きちっと払って 築こう信用」を選定した。

(4) 下請法遵守の要請文書の発出

毎年11月、親事業者及び関係事業者団体に対し、下請法遵守の徹底等について要請しているところ、親事業者約189,000名及び事業者団体約650団体に対して要請を行った。

2 下請法等に係る講習会

(1) 下請法基礎講習会

親事業者を対象として、下請法の基礎的な説明を行う「下請法基礎講習会」を実施している。平成25年度においては、合計38回の講習会を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習会（再掲）

(3) 下請法応用講習会

下請法に関する一定の知識を有する親事業者を対象として、より具体的な事例研究を中心とする「下請法応用講習会」を実施している。平成25年度においては、合計6回の講習会を実施した。

(4) 業種別講習会

過去に下請法及び優越的地位の濫用規制の違反がみられた業種、各種の実態調査で問題がみられた業種等に一層の法令遵守を促すことを目的とする「業種別講習会」を実施している。平成25年度においては、合計45回（小売業者向け11回、卸売業者向け3回、物流事業者と取引のある荷主向け22回、外食・中食事業者向け4回、放送番組制作等事業者向け3回、ソフトウェア開発等事業者向け2回）の講習会を実施した。

3 下請法等に係る相談・指導

(1) 相談・指導

平成25年度においては、下請法等に係る相談7,065件に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等の内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う相談会を実施している。平成25年度においては、全国16か所で実施した。

4 取引実態調査等

(1) 外食事業者と納入業者との取引に関する実態調査

外食事業者と取引を行う納入業者 5,586 名を対象とする実態調査を実施し、その結果を公表した（5月 27 日）。

調査結果によると、調査対象取引のうち 10.7%の取引において、購入・利用強制等の優越的地位の濫用につながり得る行為が行われている実態がみられた。

(2) 物流センターを利用して行われる取引に関する実態調査

物流センターを利用して行われる取引について、卸売業者 2,000 名、製造業者 2,000 名及び小売業者 500 名を対象とする実態調査を実施し、その結果を公表した（8月 8 日）。

調査結果によると、いずれの事業者間の取引においても、優越的地位の濫用につながり得る行為のうち「センター料の負担要請の際、事前の協議の機会を与えられず、算出根拠、使途等を示されなかった」との回答の割合が大きかった。

(3) 荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

荷主 28,445 名及び物流事業者 13,465 名を対象とする書面調査を実施した。

(4) 食品分野におけるプライベート・ブランド商品の取引に関する実態調査

平成 26 年 2 月に、委託事業者（小売業者等）500 名及び受託事業者（卸売業者又は製造業者）3,000 名を対象とする実態調査を開始した。

平成25年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組

平成26年6月4日
公正取引委員会

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にある。

このため、公正取引委員会では、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な書面調査を実施するなどして、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を情報提供しやすい環境整備に取り組むことにより、違反行為の発見のために積極的な情報収集に努めている。

(1) 書面調査の実施（第1表参照）

資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者38,974名及び当該親事業者と取引のある下請事業者214,044名を対象に書面調査を実施した^(注)。

(注) 中小企業庁においても同規模の書面調査を実施している。

第1表 書面調査の実施状況

年 度	親事業者調査（名）	下請事業者調査（名）
平成25年度	38,974	214,044
製造委託等	26,217	148,332
役務委託等	12,757	65,712
平成24年度	38,781	214,042
製造委託等	23,656	146,267
役務委託等	15,125	67,775
平成23年度	38,503	212,659
製造委託等	25,082	150,312
役務委託等	13,421	62,347

製造委託等：製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

役務委託等：情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

また、下請事業者を対象とした書面調査の実施に際しては、情報源が親事業者に決して知られることのないよう秘密を厳守していること、定期的な書面調査等を情報源として多くの下請法違反行為の是正措置を探っていること及び下請事業者が被った不利益の原状回復の状況を調査票に記載することにより、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を情報提供することが特別なことで

はないことを理解してもらい、回答しやすい環境の整備に努めている。

(2) 申告関係

下請法違反被疑事実を申告した下請事業者が親事業者に特定されることがないよう、申告に係る情報を厳重に管理するとともに、その旨を下請事業者向けの書面調査や下請事業者向けのパンフレットの配布等を通じ周知するなど、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を申告しやすい環境の整備に努めつつ、情報提供を促している（申告に基づく新規着手件数については第2表参照）。

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は5,478件であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行なった書面調査によるものが5,418件、下請事業者等からの申告によるものが59件、中小企業庁長官からの措置請求によるものが1件である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件の処理件数は5,425件であり、このうち、4,959件について、下請法第7条の規定に基づく勧告又は違反行為の改善を求める指導の措置を講じている。

（7）勧告（第1図参照）

勧告件数は10件であり、このうち6件が製造委託に係るもの、2件が役務提供委託に係るもの、1件が製造委託及び修理委託に係るもの、1件が製造委託及び情報成果物作成委託に係るものであった。

勧告事件の概要は別紙1のとおりであり（平成21年度以降の勧告事件については、参考資料2を参照）、勧告の対象となった違反行為類型の内訳については、下請代金の減額が9件、不当な経済上の利益の提供要請が1件となっている。

（4）指導（第2図参照）

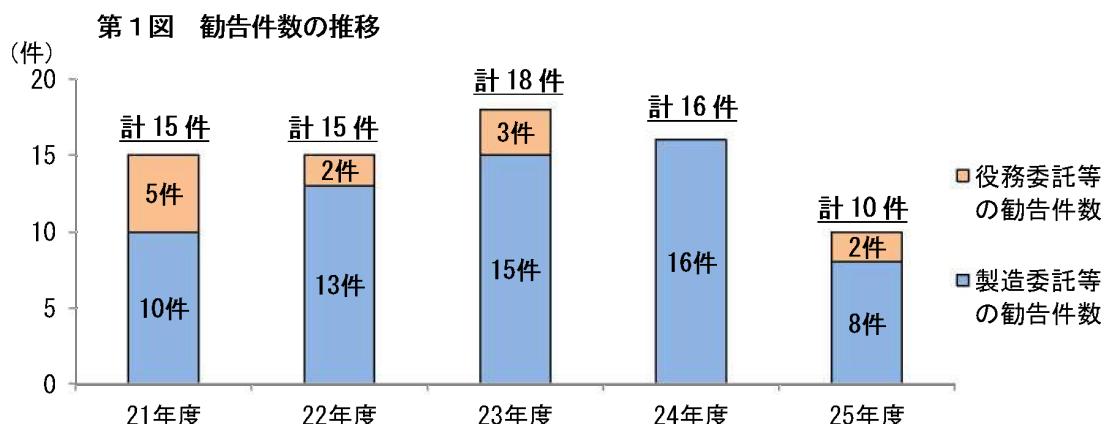
指導件数は4,949件であり、これは、昭和31年の下請法施行以降、過去最多となっている。指導件数4,949件のうち3,339件が製造委託等に係るもの、1,610件が役務委託等に係るものであった。指導を行なった主な事件の概要については別紙2のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

年 度	新規着手件数				処理件数				不問	計
	書面調査	申告	中小企業庁長官からの措置請求	計	勧告(注)	指導(注)	小計			
平成 25 年度	5,418	59	1	5,478	10	4,949	4,959	466	5,425	
製造委託等	3,631	37	1	3,669	8	3,339	3,347	293	3,640	
役務委託等	1,787	22	0	1,809	2	1,610	1,612	173	1,785	
平成 24 年度	4,819	50	1	4,870	16	4,550	4,566	316	4,882	
製造委託等	3,579	39	1	3,619	16	3,430	3,446	180	3,626	
役務委託等	1,240	11	0	1,251	0	1,120	1,120	136	1,256	
平成 23 年度	4,494	56	4	4,554	18	4,326	4,344	292	4,636	
製造委託等	3,409	35	4	3,448	15	3,317	3,332	178	3,510	
役務委託等	1,085	21	0	1,106	3	1,009	1,012	114	1,126	

(注) 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等の双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。



(2) 措置件数の業種別内訳（第2表参照）

ア 全体の状況（第3図参照）

下請法違反事件に係る措置件数（勧告又は指導を行った事件の件数をいう。以下同じ。）は4,959件であり、平成24年度に比べて393件増加（8.6%増）した。措置件数を業種別にみると、①製造業の件数が最も多く（2,055件、41.4%）、②卸売業、小売業（1,190件、24.0%）、③運輸業、郵便業（516件、10.4%）がこれに続いている。

イ 製造委託等の状況（第4図参照）

製造委託等に係る措置件数は3,347件であり、平成24年度に比べて99件減少（2.9%減）した。製造委託等における措置件数を業種別にみると、製造業（2,055件、61.4%）及び卸売業、小売業（1,187件、35.5%）等となっており、これら2つの業種で全体の9割以上を占めている。

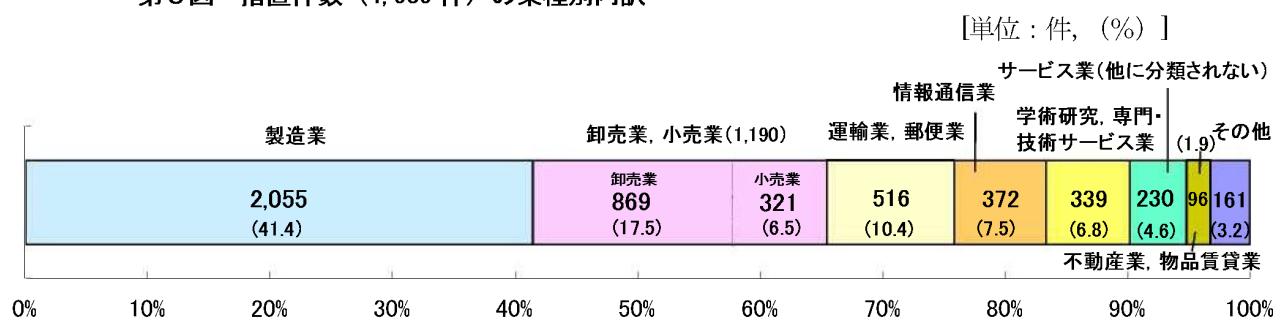
なお、製造業に対する措置件数（2,055件）の内訳としては、生産用機械器具製造業（222件、10.8%）、金属製品製造業（189件、9.2%）、電気機械器具製造業（149件、7.3%）等となっている。

また、卸売業、小売業に対する措置件数（1,187件）の内訳としては、機械器具卸売業（268件、22.6%）、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業（198件、16.7%）等となっている。

ウ 役務委託等の状況（第5図参照）

役務委託等に係る措置件数は1,612件であり、平成24年度に比べて492件増加（43.9%増）した。役務委託等における措置件数を業種別にみると、①運輸業、郵便業の件数が最も多く（504件、31.3%）、②情報通信業（372件、23.1%）、③学術研究、専門・技術サービス業（339件、21.0%）がこれに続いている。

第3図 措置件数（4,959件）の業種別内訳

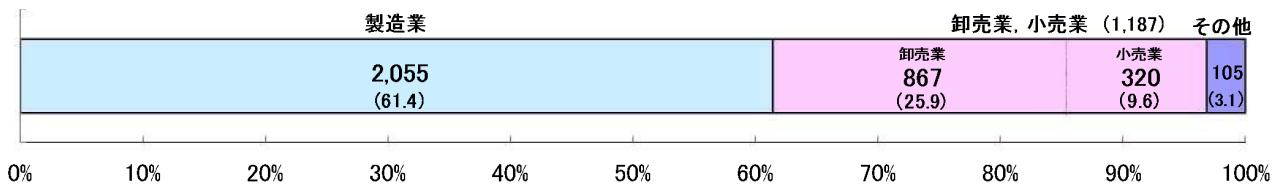


（注1）業種は、日本標準産業分類大分類による。以下同じ。

（注2）（ ）内の数値は措置件数全体に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。以下同じ。

第4図 製造委託等に係る措置件数（3,347件）の業種別内訳

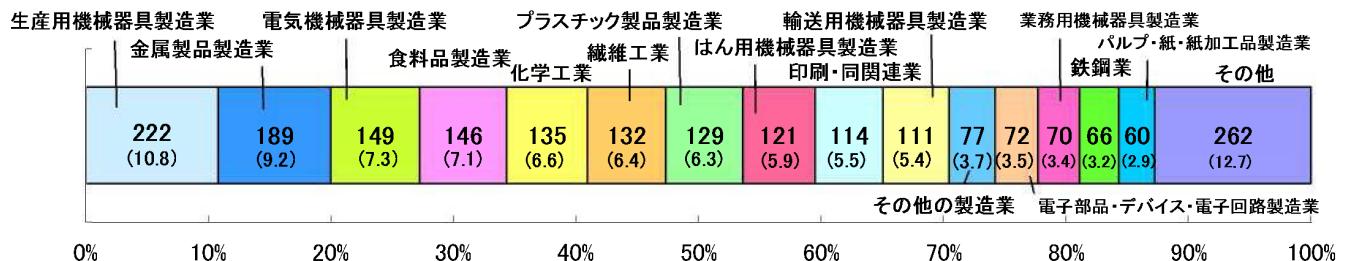
[単位：件、（%）]



（注）（ ）内の数値は製造委託等に係る措置件数に占める比率である。

第4-1図 製造業に対する措置件数（2,055件）の内訳

[単位：件、（%）]

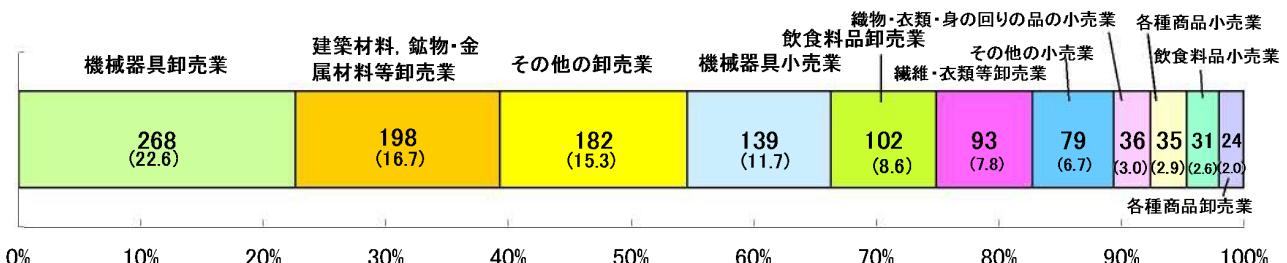


（注1）内訳の業種は、日本標準産業分類中分類による。

（注2）（ ）内の数値は製造業に対する措置件数に占める比率である。

第4-2図 卸売業、小売業に対する措置件数（1,187件）の内訳

[単位：件、（%）]

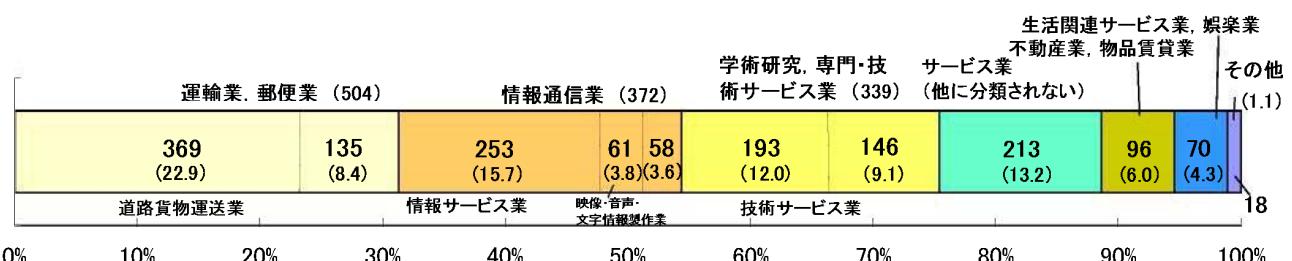


（注1）内訳の業種は、日本標準産業分類中分類による。

（注2）（ ）内の数値は卸売業、小売業に対する措置件数に占める比率である。

第5図 役務委託等に係る措置件数（1,612件）の業種別内訳

[単位：件、（%）]



（注）（ ）内の数値は役務委託等に係る措置件数に占める比率である。

(3) 下請法違反行為の類型別件数（第3表参照）

ア 全体の状況（第6図参照）

- (ア) 勧告又は指導を行った事件を下請法違反行為の類型別にみると全体で7,375件となり、そのうち、発注書面の交付義務等を定めた手続規定に係る違反（下請法第3条又は第5条違反）が5,125件、親事業者の禁止行為を定めた実体規定に係る違反（下請法第4条違反）が2,250件となっている。平成24年度に比べて、手続規定違反は314件の増加（6.5%増）、実体規定違反は32件の増加（1.4%増）となっている。
- (イ) 実体規定違反件数2,250件の行為類型別内訳としては、①下請代金の支払遅延が1,488件（実体規定違反行為の類型別件数の合計の66.1%）、②下請代金の減額が228件（同10.1%）、③手形期間が120日（繊維取引の場合は90日）を超える長期手形等の割引困難なおそれのある手形の交付（以下「割引困難手形」という。）が208件（同9.2%）等となっており、これら3つの行為類型で全体の8割以上を占めている。

イ 製造委託等の状況（第7図参照）

製造委託等に係る違反行為類型別件数は4,985件で、うち、手続規定違反件数は3,486件、実体規定違反件数は1,499件となっている。

実体規定違反件数1,499件の行為類型別内訳としては、下請代金の支払遅延が886件（59.1%）、割引困難手形が190件（12.7%）、下請代金の減額が182件（12.1%）の順となっており、後記ウの役務委託等に比べて割引困難手形及び下請代金の減額の違反の割合が高くなっている。

ウ 役務委託等の状況（第8図参照）

役務委託等に係る違反行為類型別件数は2,390件で、うち、手続規定違反件数は1,639件、実体規定違反件数は751件となっている。

実体規定違反件数751件の行為類型別内訳としては、下請代金の支払遅延が602件（80.2%）、下請代金の減額が46件（6.1%）、購入等強制が28件（3.7%）の順となっており、前記イの製造委託等に比べて下請代金の支払遅延の違反の割合がより高くなっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件、(%)]

年 度	手 続 規 定			実 体 規 定											合計	
	書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買いたたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計	
平成 25 年度	4,186 (81.7)	939 (18.3)	5,125 (100)	42 (1.9)	1,488 (66.1)	228 (10.1)	20 (0.9)	86 (3.8)	60 (2.7)	44 (2.0)	208 (9.2)	29 (1.3)	45 (2.0)	0 (-)	2,250 (100)	7,375
製造委託等	2,879 (82.6)	607 (17.4)	3,486 (100)	31 (2.1)	886 (59.1)	182 (12.1)	20 (1.3)	65 (4.3)	32 (2.1)	42 (2.8)	190 (12.7)	26 (1.7)	25 (1.7)	0 (-)	1,499 (100)	4,985
役務委託等	1,307 (79.7)	332 (20.3)	1,639 (100)	11 (1.5)	602 (80.2)	46 (6.1)	0 (-)	21 (2.8)	28 (3.7)	2 (0.3)	18 (2.4)	3 (0.4)	20 (2.7)	0 (-)	751 (100)	2,390
平成 24 年度	3,987 (82.9)	824 (17.1)	4,811 (100)	61 (2.8)	1,250 (56.4)	284 (12.8)	44 (2.0)	98 (4.4)	72 (3.2)	56 (2.5)	246 (11.1)	57 (2.6)	50 (2.3)	0 (-)	2,218 (100)	7,029
製造委託等	3,069 (83.7)	596 (16.3)	3,665 (100)	49 (3.0)	804 (48.9)	234 (14.2)	40 (2.4)	86 (5.2)	51 (3.1)	55 (3.3)	233 (14.2)	54 (3.3)	38 (2.3)	0 (-)	1,644 (100)	5,309
役務委託等	918 (80.1)	228 (19.9)	1,146 (100)	12 (2.1)	446 (77.7)	50 (8.7)	4 (0.7)	12 (2.1)	21 (3.7)	1 (0.2)	13 (2.3)	3 (0.5)	12 (2.1)	0 (-)	574 (100)	1,720
平成 23 年度	3,813 (84.2)	715 (15.8)	4,528 (100)	38 (1.7)	1,328 (58.1)	189 (8.3)	34 (1.5)	166 (7.3)	86 (3.8)	45 (2.0)	280 (12.2)	52 (2.3)	68 (3.0)	0 (-)	2,286 (100)	6,814
製造委託等	3,010 (85.0)	531 (15.0)	3,541 (100)	31 (1.9)	840 (51.3)	156 (9.5)	31 (1.9)	132 (8.1)	51 (3.1)	44 (2.7)	264 (16.1)	40 (2.4)	47 (2.9)	0 (-)	1,636 (100)	5,177
役務委託等	803 (81.4)	184 (18.6)	987 (100)	7 (1.1)	488 (75.1)	33 (5.1)	3 (0.5)	34 (5.2)	35 (5.4)	1 (0.2)	16 (2.5)	12 (1.8)	21 (3.2)	0 (-)	650 (100)	1,637

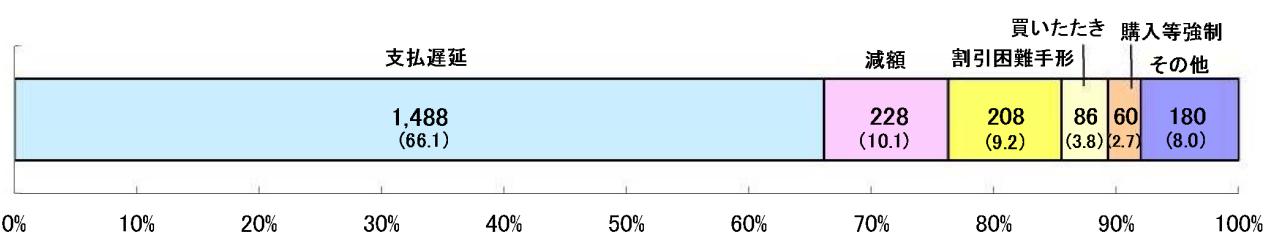
(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(注3) ()内の数値は各手続規定違反又は各実体規定違反の各小計の件数に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。

第6図 実体規定違反件数(2,250件)の行為類型別内訳

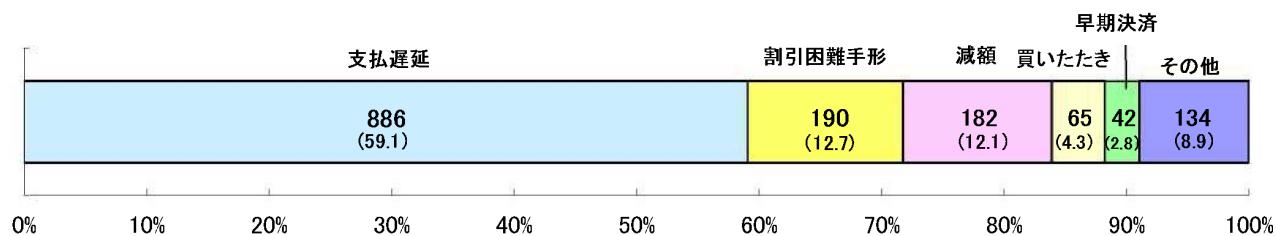
[単位：件、(%)]



(注) ()内の数値は実体規定違反件数全体に占める比率である。

第7図 製造委託等に係る実体規定違反件数（1,499件）の行為類型別内訳

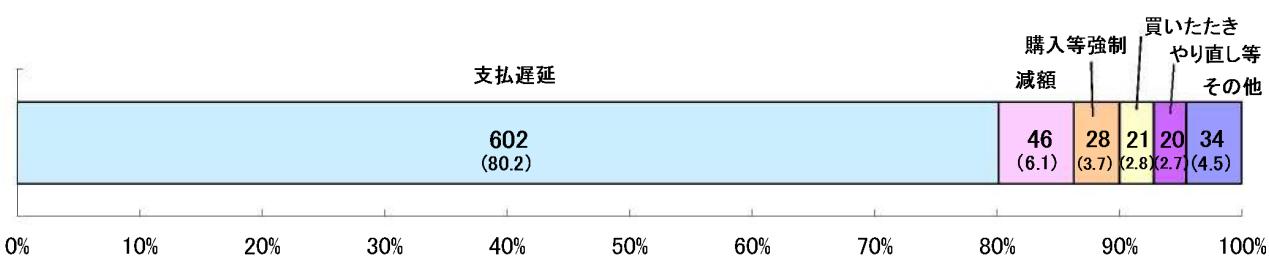
[単位：件、（%）]



（注）（ ）内の数値は製造委託等に係る実体規定違反件数に占める比率である。

第8図 役務委託等に係る実体規定違反件数（751件）の行為類型別内訳

[単位：件、（%）]



（注）（ ）内の数値は役務委託等に係る実体規定違反件数に占める比率である。

工 実体規定違反件数の業種別内訳等（第9図及び参考資料1参照）

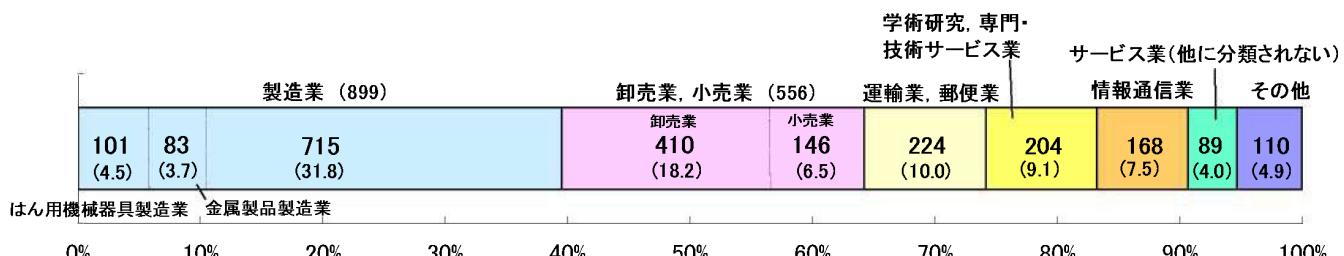
実体規定違反件数2,250件を業種別にみると、①製造業の件数が最も多く、
②卸売業、小売業、③運輸業、郵便業がこれに続いており、全体の措置件数の
業種別内訳（第3図）と同様の傾向となっている。

また、実体規定違反の行為類型別における違反件数の多い上位5業種は参考
資料1の図1のとおりとなっている。

さらに、実体規定違反が多くみられた業種における行為類型別内訳は参考
資料1の図2及び図3のとおりとなっている。

第9図 実体規定違反件数（2,250件）の業種別内訳

[単位：件、（%）]



（注）（ ）内の数値は実体規定違反件数全体に占める比率である。

(4) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況（第10図から第12図及び第4表参照）

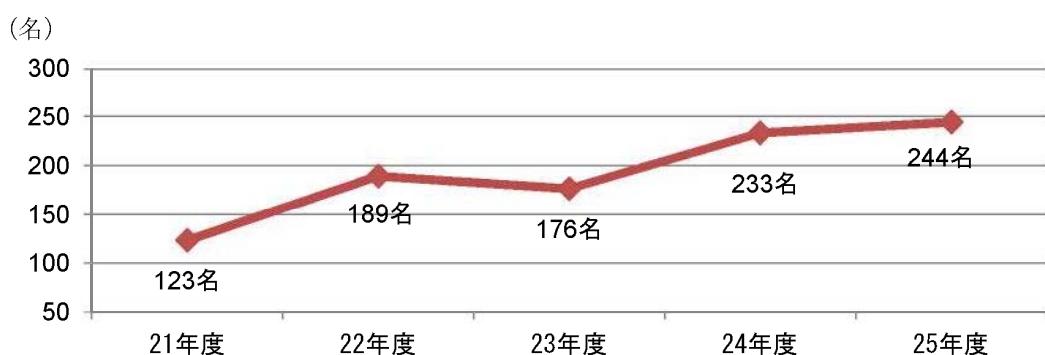
平成25年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者244名から、下請事業者5,604名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額6億7087万円分の原状回復が行われた。

原状回復額を業種別にみると、①卸売業、小売業が最も多く（3億8203万円、56.9%）、②製造業（1億9171万円、28.6%）、③運輸業、郵便業（4495万円、6.7%）がこれに続いている。

第10図 原状回復額の推移

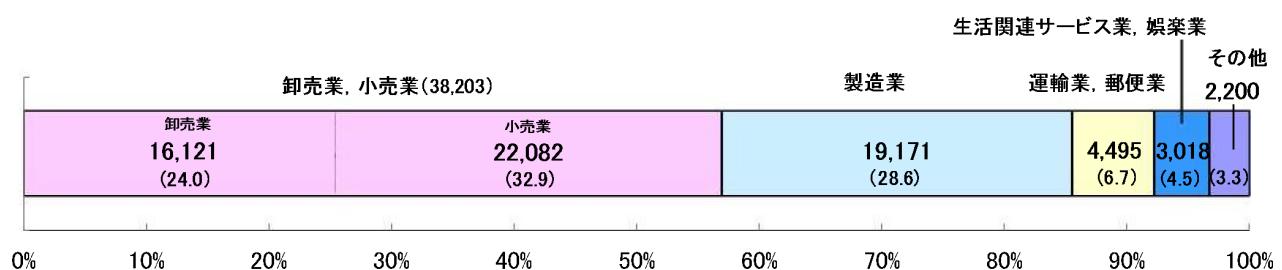


第11図 原状回復を行った親事業者数の推移



第12図 原状回復額（6億7087万円）の業種別内訳

[単位：万円、(%)]



(注) () 内の数値は原状回復額全体に占める比率である。

第4表 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

違反行為類型	年度	原状回復を行った 親事業者数	原状回復を受けた 下請事業者数	原状回復額
減額	25年度	127名	3,777名	5億4558万円
	24年度	120名	6,540名	39億5548万円
	23年度	86名	6,391名	17億1417万円
支払遅延	25年度	110名	1,765名	1億1107万円
	24年度	98名	2,887名	14億7296万円
	23年度	78名	1,953名	1億6661万円
不当な経済上の 利益の提供要請	25年度	6名	60名	1399万円
	24年度	8名	182名	1912万円
	23年度	5名	70名	4906万円
返品	25年度	1名	2名	21万円
	24年度	6名	124名	1億6728万円
	23年度	4名	118名	12億4937万円
受領拒否	25年度	—	—	—
	24年度	1名	88名	8608万円
	23年度	2名	27名	4033万円
有償支給原材料等の 対価の早期決済	25年度	—	—	—
	24年度	—	—	—
	23年度	1名	11名	249万円
合計	25年度	244名	5,604名	6億7087万円
	24年度	233名	9,821名	57億94万円
	23年度	176名	8,570名	32億2203万円

(注1) 違反行為類型ごとの返還等の金額は1万円未満を切り捨てているため、各金額の合計額と総額とは一致しない場合がある。

(注2) 該当がない場合を「—」で示した。

(5) 下請法違反行為を自発的に申し出した親事業者に係る事案

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、公正取引委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を探っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を探ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成 20 年 12 月 17 日。詳細については、後記リンク先を参照。）。

平成 25 年度においては、上記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は 12 件あり、このうち 1 件については、違反行為の内容が下請事業者に与える不利益が大きいなど勧告に相当するような事案であった。これら 12 件については、上記のような取扱いがなされ、下請事業者 186 名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額 3570 万円分の原状回復が行われた^(注)。

なお、勧告に相当するような事案に対して上記のような取扱いを行った件数は、これまで 6 件である（平成 20 年度 2 件、平成 24 年度 3 件、平成 25 年度 1 件）。

http://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html

（注）前記(4)記載の金額の内数である。

3 消費税転嫁対策特別措置法との一体的な運用

消費税転嫁対策特別措置法は、平成 25 年 10 月 1 日に施行されたところ、下請法に基づく調査において、消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いが判明した場合には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査・指導等を通じて、迅速かつ厳正に対処していくこととしている。

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。平成25年度の状況は次のとおりである。

1 下請取引適正化推進月間の実施

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で集中的に実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

(1) 下請取引適正化推進講習会

平成25年度においては、47都道府県61会場（うち公正取引委員会主催分27都道府県34会場）で実施した。

この講習会においては、公正取引委員会と中小企業庁が共通の講習会テキスト（下請取引適正化推進講習会テキスト）を用いている。

（参考）平成25年度下請取引適正化推進講習会テキスト

<http://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.files/H25textbook.pdf>

(2) キャンペーン標語の一般公募

平成25年度においては、下請取引適正化推進月間を効果的にPRすることを目的として、キャンペーン標語の一般公募を実施した結果、特選作品として、「下請代金 きちっと払って 築こう信用」を選定した。

<http://www.jftc.go.jp/shitauke/oshirase/130731hyougo.files/130731hyougo.pdf>

(3) 下請法遵守の要請文書の発出

特に年末にかけての金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから、下請代金の支払遅延、下請代金の減額、買いたたき等の行為が行われることのないように、公正取引委員会及び経済産業省は、親事業者及び関係事業者団体に対し、下請法の遵守の徹底等について、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣の連名の文書で要請している。

平成25年度においては、親事業者約189,000名及び事業者団体約650団体に対し、同年11月22日に要請を行った。

2 下請法等に係る講習会

(1) 下請法基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の参加者からの初心者向けの講習を受けたいといった要望等を踏まえ、親事業者を対象として、下請法の基礎的な説明を行う「下請法基礎講習会」を実施している。

平成25年度においては、合計38回の講習会を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習会（再掲）

平成25年度においては、47都道府県61会場（うち公正取引委員会主催分27都道府県34会場）で実施した。

(3) 下請法応用講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の参加者からの応用的な内容に関する講習を受けたいといった要望等を踏まえ、下請法に関する一定の知識を有する親事業者を対象として、より具体的な事例研究を中心とする「下請法応用講習会」を実施している。

平成 25 年度においては、合計 6 回の講習会を実施した。

(4) 業種別講習会

過去に下請法等の違反がみられた業種、各種の実態調査で問題がみられた業種等に一層の法令遵守を促すことを目的として、業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う「業種別講習会」を実施している。

平成 25 年度においては、合計 45 回（小売業者向け 11 回、卸売業者向け 3 回、物流事業者と取引のある荷主向け 22 回、外食・中食事業者向け 4 回、放送番組制作等事業者向け 3 回、ソフトウェア開発等事業者向け 2 回）の講習会を実施した。

なお、近年、下請法における卸・小売業者によるプライベート・ブランド商品等の製造委託に係る勧告事件の件数・割合が大きくなっていることを踏まえ、小売業者向けや卸売業者向けの業種別講習会において、プライベート・ブランド商品等の製造委託に係る下請法上の問題について注意喚起を行った。

3 下請法等に係る相談・指導

(1) 相談・指導

公正取引委員会では、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

平成 25 年度においては、7,065 件に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成 25 年度においては、全国 16 か所で実施した。

<http://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/idousoudankai.html>

(3) 独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークを運営しており、独占禁止法及び下請法に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるよう、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口を活用し、独占禁止法及び下請法に関する相談を受け付けている。

平成 25 年度においては、全国の商工会議所及び商工会へのパンフレット等の参考資料の配布、相談業務に従事する経営指導員向けの研修会への講師の派遣

等を行った。

4 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。平成25年度の下請取引等改善協力委員（定員）は153名である。

平成25年度においては、7月から9月にかけて下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。寄せられた主な意見の概要については別紙3のとおりである。

5 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

平成25年度においては、事業者団体等へ62回講師を派遣するとともに、下請法等に係るパンフレット、DVD等の資料を提供した。

6 取引実態調査等

公正取引委員会は、独占禁止法上問題となる個別の違反行為に対し、厳正かつ効果的に対処しているほか、企業間取引の公正化を図る必要性が大きい分野について、実態調査等を実施し、普及・啓発等に活用している。

(1) 外食事業者と納入業者との取引に関する実態調査

公正取引委員会は、外食事業者と取引を行う納入業者5,586名を対象とする実態調査を実施し、平成25年5月27日に「外食事業者と納入業者との取引に関する実態調査報告書」を公表した。

調査結果によると、調査対象取引のうち10.7%の取引において、購入・利用強制等の優越的地位の濫用につながり得る行為が行われている実態がみられた。購入を要請される商品としては、おせち料理など季節商品の購入を要請されたとの回答が特に多かった。また、「食堂、レストラン」、「酒場、ビヤホール」及び「すし店」に該当する者が購入・利用強制を広く行っていた実態がみられた。さらに、取引先外食事業者の店舗の新規オープン等の際に、優越的地位の濫用につながり得る行為が行われている実態がみられた。

調査結果を踏まえ、外食事業者が優越的地位の濫用を行うことのないようにするために、関係事業者団体に対して、本調査結果に示された問題点を指摘するとともに、業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請した。その後、外食事業者と納入業者の取引の公正化を一層推進し、違反行為の未然防止を図るため、外食・中食事業者向けの業種別講習会を実施した。

http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h25/may/130527_01.files/2.pdf

(2) 物流センターを利用して行われる取引に関する実態調査

公正取引委員会は、物流センターを利用して行われる取引について、卸売業者2,000名、製造業者2,000名及び小売業者500名を対象とする実態調査を実

施し、平成 25 年 8 月 8 日に「物流センターを利用して行われる取引に関する実態調査報告書」を公表した。

調査結果によると、卸売業者は、小売業者との取引のうち 23.2%において、製造業者は、小売業者との取引のうち 18.0%，卸売業者との取引のうち 16.9%において、優越的地位の濫用につながり得る行為を受けたと回答した。また、いずれの事業者間の取引においても、「センターフィーの負担要請の際、事前の協議の機会を与えられず、算出根拠、使途等を示されなかつた」と卸売業者や製造業者が回答した割合が大きかった。さらに、センターフィーにより生じた費用の負担方法として、一部又は全部を製造業者にも負担してもらったという卸売業者の回答の割合が 29.9%となっており、卸売業者が自社だけでは小売業者から要請される費用を負担しきれず、製造業者にも負担を要請している状況がみられた。

調査結果を踏まえ、小売業者及び卸売業者が優越的地位の濫用を行うことのないようにするために、関係事業者団体に対して、本調査結果に示された問題点を指摘するとともに、業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請した。その後、取引の公正化を一層推進し、違反行為の未然防止を図るため、小売業者向けの業種別講習会及び卸売業者向けの業種別講習会をそれぞれ実施した。

<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h25/aug/130808.files/130808-honbun.pdf>

(3) 荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

公正取引委員会は、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、平成 16 年 3 月 8 日、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（以下「物流特殊指定」という。）を指定し、荷主と物流事業者との取引の公正化を図っている。

平成 25 年度においては、物流特殊指定の遵守状況及び荷主と物流事業者との取引状況を把握するため、荷主 28,445 名及び物流事業者 13,465 名を対象とする書面調査を実施した。

また、荷主と物流事業者の取引の公正化を推進し、違反行為の未然防止を図るため、物流事業者と取引のある荷主向けの業種別講習会を実施した。

(4) 食品分野におけるプライベート・ブランド商品の取引に関する実態調査

公正取引委員会は、食品分野におけるプライベート・ブランド商品の取引に関する実態を把握するため、平成 26 年 2 月に、プライベート・ブランド商品の製造委託を行う委託事業者（小売業者等）500 名及び製造を請け負う受託事業者（卸売業者又は製造業者）3,000 名を対象とする実態調査を開始した。

（参考）平成 26 年 2 月 26 日事務総長定例会見記録

http://www.jftc.go.jp/houdou/teirei/h26/1_3/kaikenkiroku140226.html

平成 25 年度における勧告事件

① 旭流通システム(株)に対する件（平成 25 年 4 月 23 日）

親事業者	旭流通システム(株)
事業内容	貨物利用運送事業等
下請取引の内容	貨物の運送又は倉庫における貨物の仕分作業等
違反行為の概要（期間）	【下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）】 旭流通システムが算出したコスト削減額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成 23 年 1 月～平成 25 年 1 月）。
減額金額	下請事業者 9 名に対し、総額 2465 万 3977 円

② (株)日本旅行に対する件（平成 25 年 4 月 26 日）

親事業者	(株)日本旅行
事業内容	旅行業
下請取引の内容	海外の宿泊施設、交通機関、食事等の手配（予約等）
違反行為の概要（期間）	【下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）】 下請事業者が手配した海外旅行者数に一定額を乗じて得た額等を下請代金の額から減じていた（平成 23 年 2 月～平成 24 年 8 月）。
減額金額	下請事業者 18 名に対し、総額 3018 万 173 円 【勧告前に返還済み】
備考	減額金額には、ユーロによる減額金額（1 万 4826 ユーロ）を違反行為時点のレートで円換算した額を含む。

③ 三共理化学(株)に対する件（平成 25 年 5 月 21 日）

親事業者	三共理化学(株)
事業内容	研磨布紙、研磨工具等の製造業
下請取引の内容	研磨布紙又は研磨工具等の製造、研磨工具等の修理
違反行為の概要（期間）	【下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）】 「支払時値引」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成 23 年 8 月～平成 24 年 11 月）。
減額金額	下請事業者 6 名に対し、総額 1146 万 1447 円

④ J N C(株)に対する件（平成 25 年 6 月 6 日）

親事業者	J N C(株)
事業内容	化学工業製品の製造業
下請取引の内容	液晶材料の原材料の製造
違反行為の概要（期間）	【下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）】 単価の引下げの合意日前に発注した液晶材料の原材料について引下げ後の単価を遡って適用することにより、下請代金の額から、引下げ前の単価を適用した額と引下げ後の単

	価を適用した額との差額を減じていた（平成23年6月～平成24年6月）。
減額金額	下請事業者2名に対し、総額3508万9268円 【勧告前に返還済み】

(5) 株ヨークベニマルに対する件（平成25年6月27日）	
親事業者	株ヨークベニマル
事業内容	食料品等の小売業
下請取引の内容	食料品の製造
違反行為の概要（期間）	【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 「仕入割戻」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額等を下請代金の額から減じていた（平成23年1月～平成24年9月）。
減額金額	下請事業者12名に対し、総額1億7286万5514円 【勧告前に返還済み】

(6) 株マルショウエンドウに対する件（平成25年6月28日）	
親事業者	株マルショウエンドウ
事業内容	ハンドバッグ及び財布等の皮革小物の製造業
下請取引の内容	ハンドバッグ及び財布等の皮革小物の製造
違反行為の概要（期間）	【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 「歩引」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成23年10月～平成24年11月）。
減額金額	下請事業者21名に対し、総額4099万6060円 【勧告前に返還済み】

(7) アズワン(株)に対する件（平成25年8月9日）	
親事業者	アズワン(株)
事業内容	研究用機器及び看護・介護用品の卸売業
下請取引の内容	研究用機器及び看護・介護用品の製造
違反行為の概要（期間）	【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 「カタログ協賛値引」等として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成23年5月～平成24年9月）。
減額金額	下請事業者68名に対し、総額2738万7532円 【勧告前に返還済み】
備考	中小企業庁長官からの措置請求案件

(8) 株トクスイコーポレーションに対する件（平成25年12月5日）	
親事業者	株トクスイコーポレーション
事業内容	食料品の卸売業
下請取引の内容	冷凍食品等の製造
違反行為の概要（期間）	【不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）】

	<p>ア 「生協センターフィ協力費」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額</p> <p>イ 「サンプル無償納品協力費」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額</p> <p>ウ 「チラシ協力費」として、一定額</p> <p>エ 「撮影協力費」として、一定額</p> <p>オ 「検査協力費」として、一定額</p> <p>を提供させていた。</p> <p>カ 前記アからオまでの「生協センターフィ協力費」、「サンプル無償納品協力費」、「チラシ協力費」、「撮影協力費」又は「検査協力費」を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で提供させた場合に、その振込手数料を負担させていた（平成23年4月～平成24年7月）。</p>
利益提供金額	下請事業者8名に対し、総額1200万6531円 【勧告前に返還済み】

⑨ 大久保歯車工業(株)に対する件（平成26年1月30日）

親事業者	大久保歯車工業(株)
事業内容	トランスミッション等の動力伝達装置の製造業
下請取引の内容	トランスミッション等の動力伝達装置の部品の製造
違反行為の概要（期間）	<p>【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】</p> <p>下請代金を手形の交付に代えて現金により支払うに当たって、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（平成24年5月～平成25年5月）。</p>
減額金額	下請事業者26名に対し、総額1119万1521円 【勧告前に返還済み】

⑩ (株)ショーエイコーポレーションに対する件（平成26年2月27日）

親事業者	(株)ショーエイコーポレーション
事業内容	プラスチックフィルムを原材料とする包装資材等の製造業等
下請取引の内容	包装資材等の製造、包装資材等に用いるデザインの作成
違反行為の概要（期間）	<p>【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】</p> <p>「値引」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成24年3月～平成25年4月）。</p>
減額金額	下請事業者24名に対し、総額2180万7038円 【勧告前に返還済み】

* 以上の勧告事件の詳細については、こちらに掲載。

<http://www.jftc.go.jp/shitauke/index.html>

平成25年度における主な指導事件

第1 製造委託等

1 受領拒否（第4条第1項第1号）

業種	概要
業務用機械器具 製造業	医療機器の部品の製造を下請事業者に委託しているA社は、受注予想に見込み違いがあったことを理由に、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。

(注)「業種」は日本標準産業分類中分類による。以下同じ。

2 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

業種	概要
機械器具卸売業	自動車の卸売業を営むB社は、自動車の修理を下請事業者に委託しているところ、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
その他の製造業	畳の製造を下請事業者に委託しているC社は、「毎月20日納品締切、翌月25日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領してから60日を超えて下請代金を支払っていた。
その他の小売業	農業用機械の部品の製造、修理及び部品交換を下請事業者に委託しているD社は、下請事業者と合意していないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を超えて下請代金を支払っていた。

3 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

業種	概要
その他の卸売業	箸の製造を下請事業者に委託しているE社は、下請事業者に対し、「歩引き」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
機械器具卸売業	自動車の卸売業を営むF社は、自動車の修理を下請事業者に委託しているところ、下請事業者と合意することなく、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を、支払うべき下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。
その他の小売業	メガネフレームの製造を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者に対し、支払うべき下請代金の額から自社が実際に負担した振込手数料を超える額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。

4 返品（第4条第1項第4号）

業種	概要
織物・衣服・身の回り品小売業	婦人服及び婦人雑貨の製造を下請事業者に委託しているH社は、直ちに発見できない下請事業者に責任がある瑕疵があった場合については下請事業者の給付の受領後6か月を超えて返品できないところ、下請事業者の給付を受領してから6か月を超えた後に返品をしていた。

5 買いたたき（第4条第1項第5号）

業種	概要
機械器具卸売業	什器の製造を下請事業者に委託しているI社は、多量の発注をすることを前提として下請事業者に単価の見積りをさせ、その見積単価を少量しか発注しない場合の単価として下請代金の額を定めていた。
食料品製造業	菓子の製造を下請事業者に委託しているJ社は、原材料価格が高騰したため下請事業者が単価の引上げを求めたにもかかわらず、下請事業者と十分な協議を行わず、一方的に従来どおりに単価を据え置いて、下請代金の額を定めていた。

6 購入・利用強制（第4条第1項第6号）

業種	概要
食料品製造業	菓子の製造を下請事業者に委託しているK社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社が販売する菓子を購入させていた。

7 有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号）

業種	概要
輸送用機械器具製造業	自動車部品の製造を下請事業者に委託しているL社は、下請事業者に対し、有償で原材料等を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。

8 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

業種	概要
鉄鋼業	鋳物等の製造を下請事業者に委託しているM社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える（最長150日）手形を交付していた。
繊維工業	衣料品の製造を下請事業者に委託しているN社は、下請事業者に対し、手形期間が90日（繊維業において認められる手形期間）を超える（120日）手形を交付していた。

9 不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）

業種	概要
協同組合	食料品の製造を下請事業者に委託している〇協同組合は、自組合が行う催事の抽選会において景品として使用するため、下請事業者に対し、無償で商品の提供を要請していた。

10 不当な給付内容の変更・不当なやり直し（第4条第2項第4号）

業種	概要
その他の小売業	日用雑貨等の製造を下請事業者に委託しているP社は、下請事業者に対し、取引先からの発注内容が変更されたことを理由に給付内容を変更したにもかかわらず、それによって生じた費用を負担させていた。

第2 役務委託等

1 受領拒否（第4条第1項第1号）

業種	概要
情報サービス業	ホームページの制作を下請事業者に委託しているa社は、発注元からの仕様の変更を理由に、下請事業者の給付を受領しなかった。

2 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

業種	概要
道路貨物運送業	貨物の運送を下請事業者に委託しているb社は、「毎月20日納品締切、翌月末日支払」の支払制度を探っているため、下請事業者に対し、下請事業者が役務を提供してから60日を超えて下請代金を支払っていた。
不動産賃貸業・管理業	賃貸物件の維持管理及び修繕を下請事業者に委託しているc社は、下請事業者が役務を提供しているにもかかわらず、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
技術サービス業	建築物の設計図の作成を下請事業者に委託しているd社は、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、自社の事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

3 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

業種	概要
総合工事業	設計図の作成を下請事業者に委託しているe社は、下請事業者に対し、「協力金」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
機械等修理業	空調機の定期メンテナンス業務を下請事業者に委託しているf社は、下請代金の支払について手形払と定めているが、下請事業者から希望がある場合には、手形の交付による支払に代えて一時的に現金による支払を行うこととしている。その際、同社は、下請事業者に支払うべき下請代金の額から手形期間分の金利相当分として短期の自社調達金利相当額を超える額を差し引いていた。

4 買いたたき（第4条第1項第5号）

業種	概要
鉄道業	鉄道業を営むg社は、自社の住宅販売部門が販売する住宅の設計図の作成を下請事業者に委託しているところ、従来の単価から一律に一定率で単価を引き下げて下請代金の額を定めていた。

5 購入・利用強制（第4条第1項第6号）

業種	概要
道路貨物運送業	貨物の運送を下請事業者に委託しているh社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社の取引先が販売するクリスマス用品を購入させていた。

6 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

業種	概要
機械器具卸売業	機械装置の保守メンテナンスを下請事業者に委託しているi社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える（125日）手形を交付していた。

7 不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）

業種	概要
鉄道業	鉄道業を営むj社は、自社の住宅販売部門が販売する住宅の設計図の作成を下請事業者に委託しているところ、広告宣伝のための費用を確保するため、下請事業者に対し、「協賛金」として、一定額の提供を要請していた。

8 不当な給付内容の変更・不当なやり直し（第4条第2項第4号）

業種	概要
総合工事業	自社が建設を請け負った住宅の設計図の作成を下請事業者に委託しているk社は、下請事業者に対し、取引先から発注が取り消されたことを理由に発注を取り消したにもかかわらず、当初の発注によって生じた費用を負担させていた。

下請取引等改善協力委員から寄せられた主な意見について

1 下請取引等の現状

下請取引等の現状を把握し、下請法及び優越的地位の濫用規制の観点から注視すべき点を明らかにするため、平成25年7月から9月にかけて意見聴取を実施した。

主な意見の概要

- 最近の円安ドル高の影響により、輸入原材料の仕入価格が上昇する可能性がある。しかし、仕入価格上昇分を取引先に転嫁することは難しい。
- 運送業においては、円安ドル高の影響により、燃料となる軽油価格が上昇しているが、荷主に請求する運賃に軽油価格上昇分を転嫁できずに困っている。
- 取引先の親事業者の輸出が最近の円安ドル高の影響で好調であることから、それに伴い下請取引における受注も増加しており、円安ドル高が下請取引に良い影響を与えると考えられる。
- 電気料金の値上げにより製造コストが増大しているが、相当額を親事業者に請求する下請代金に転嫁することは難しい。照明や製造機器の電源をこまめにオフにするなど、節電を実施するほかないと考えている。
- 小売業者から自社で販売するおせち料理やクリスマスケーキを購入してもらいたいという要請を受けることが未だにあるが、今後の取引への影響を考え、当該要請を断れないことがある。
- 大規模小売業者から納入業者に対しては、値決めの際ににおけるリベート等の利益提供要請がまだに行われているとの話を聞いている。
- 取引先の小売業者は、商品の棚替え作業を行う際に、その手伝いを納入業者に要請することがあるが、その際の作業賃は支払ってくれない。
- 運送業においては、配送元及び配送先の倉庫における荷積みや荷降ろし等の当初の発注内容に含まれない作業を現場で要請されることがある。当該作業に係る費用は物流事業者の負担であるが、今後の取引継続を考えると、やむなく承諾せざるを得ない。
- 情報成果物作成委託において、発注された情報成果物を作成する過程で、当初想定していなかった作業が追加で発注されることがあるが、当該作業において生じた費用が発注者から支払われないことがある。
- 親事業者が指定する原材料を有償で購入するよう指示されている場合について、下請事業者は、当該原材料の原価等の情報を親事業者から教えてもらえないことがあります、そのため、当該原材料の購入価格が適正か否かを知ることができないことがある。
- 小売業者が合併等により集約されたことで、卸売業者における取引先の選択の余地が少なくなっている。そのため、卸売業者が、取引先の小売業者から理不尽な要求を受けた場合でも、当該要求を受け入れざるを得ないことが多い。

- 数年前までは協賛金の提供要請や従業員の派遣要請が横行していたが、最近では当該要請はほとんどなくなった。公正取引委員会が実態調査や業種別講習会を積極的に実施するなど、下請法及び優越的地位濫用規制を効果的に運用している成果であると考える。

2 消費税の転嫁について

平成 26 年 4 月に予定されている消費税率の引上げについて、取引先による値下げ要請等の有無や下請事業者による対応等を明らかにするため、平成 25 年 7 月から 9 月にかけて意見聴取を実施した。

主な意見の概要

- 小売業者と取引を行っている納入業者において、小売業者が消費者への販売価格を消費税率引上げ後も据え置く場合には、納入価格について消費税の転嫁ができない可能性がある。
- 小売業者から消費税の転嫁を認めてもらえたとしても、特別セール等の協賛金など、別の形で金銭を要求されるかもしれないと考えている。
- 小売業者と納入業者との価格交渉においては、通常の価格交渉に見せかけて、消費税の転嫁拒否等の行為が行われることが考えられる。
- 小売業者は、取引先の納入業者に対し、消費税率引上げが実施される時期の半年も前から、入札と称して盛んに見積りを提出させているが、これは単価を下げさせることで、消費税率引上げ分を相殺しようと考えているのではないか。
- 取引先から本体価格の値下げ要請があった場合には、従来品の内容量を減らした新商品を製造して対応するしかないと考えている。
- 道路貨物運送業においては、消費税率引上げに当たり、取引先から「運賃を下げてほしい」と要請されることが考えられる。これは、消費税は支払うが、その基となる運賃を下げることで、運賃と消費税を合わせた代金が、消費税率引上げ前に支払っている代金と同じになるようにしてもらいたいということである。
- 消費税の転嫁については、業界全体として転嫁カルテルを行い、取引先に対し、きちんと消費税分を支払ってもらうよう要請するつもりである。
- 取引先とはもともと消費税は外税で処理していることから、消費税率引上げ後についても、消費税が転嫁できないということはないと思う。平成元年の消費税導入時や、平成 9 年の 5 %への引上げ時においても、消費税を転嫁できたことから、今回の 8 %への引上げにおいても、問題なく転嫁できると考えている。
- 公正取引委員会においては、事業者に対してヒアリングや実態調査を行うことにより、消費税転嫁問題について強い関心を持っていることを事業者にアピールしてもらいたい。

3 公正取引委員会の対応

公正取引委員会は、意見聴取した下請取引等の現状を踏まえ、今後とも、公正かつ自由な競争の促進の観点から、問題となるおそれのある取引について監視していくとともに、下請法等違反行為及び消費税の転嫁拒否等の行為に対して迅速かつ効果的に対処することとする。

また、今回寄せられた下請取引等改善協力委員の意見を十分踏まえて、業種別講習会、移動相談会等を実施し、下請取引等の適正化を効果的に推進するとともに、下請法等違反行為及び消費税の転嫁拒否等の行為の未然防止に努めていくこととする。

図1 実体規定違反行為類型別における違反件数上位5業種

行為類型 (件数)	業種 (件数)				
	1位	2位	3位	4位	5位
支払遅延 (1,488件)	道路貨物運送業 (110件)	情報サービス業 (98件)	技術サービス業 (97件)	機械器具卸売業 (86件)	生産用機械器具製造業 (55件)
減額 (228件)	道路貨物運送業 (18件)	機械器具卸売業 (16件)	生産用機械器具製造業 (15件)	その他の卸売業 (15件)	繊維・衣服等卸売業 (11件)
割引困難手形 (208件)	はん用機械器具製造業 (18件)	生産用機械器具製造業 (18件)	金属製品製造業 (17件)	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 (14件)	繊維・衣服等卸売業(注1) (12件)
買いたたき (86件)	道路貨物運送業 (9件)	金属製品製造業 (8件)	繊維工業 (6件)	生産用機械器具製造業 (5件)	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 (4件)
購入等強制 (60件)	道路貨物運送業 (12件)	広告業 (6件)	飲食料品卸売業 (4件)	機械器具卸売業 (3件)	協同組合(注2) (3件)
やり直し等 (45件)	道路貨物運送業 (8件)	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 (3件)	その他の小売業 (3件)	技術サービス業 (3件)	情報サービス業 (注3) (2件)
早期決済 (44件)	プラスチック製品製造業 (5件)	輸送用機械器具製造業 (5件)	繊維・衣服等卸売業 (5件)	機械器具卸売業 (4件)	食料品製造業 (注4) (3件)
受領拒否 (42件)	技術サービス業 (5件)	業務用機械器具製造業 (3件)	機械器具卸売業 (3件)	織物・衣類・身の回り品小売業 (3件)	情報サービス業 (2件)
利益提供要請 (29件)	プラスチック製品製造業 (2件)	生産用機械器具製造業 (2件)	輸送用機械器具製造業 (2件)	食料品製造業 (2件)	機械器具卸売業 (注5) (2件)
返品 (20件)	食料品製造業 (2件)	その他の卸売業 (2件)	繊維工業 (1件)	生産用機械器具製造業 (1件)	機械器具卸売業 (1件)

(注1)他に、その他の卸売業(12件)

(注2)他に、機械器具小売業(3件)、各種商品小売業(3件)

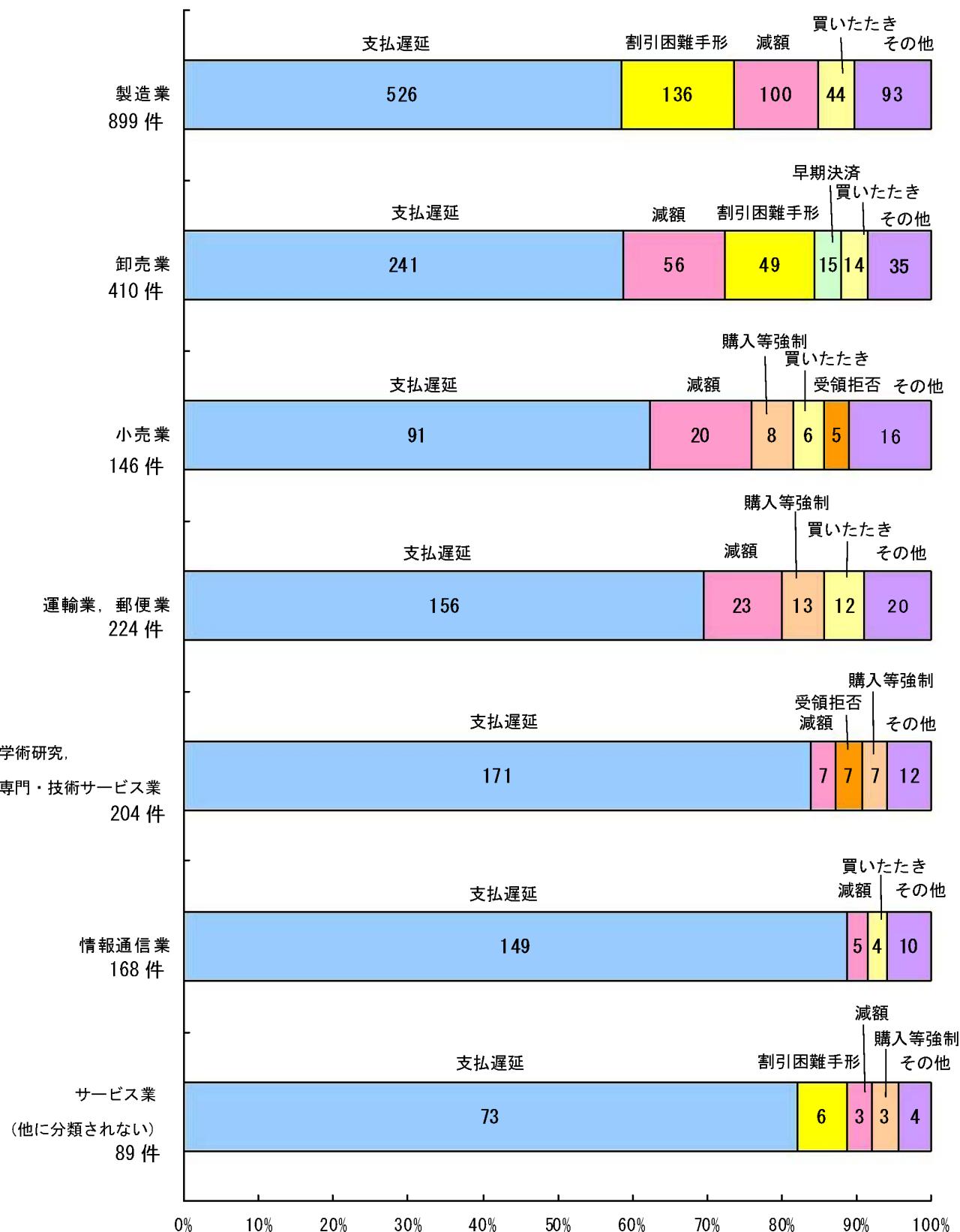
(注3)他に、機械器具卸売業(2件)、広告業(2件)、繊維工業(2件)

(注4)他に、その他の卸売業(3件)

(注5)他に、各種商品小売業(2件)

図2 実体規定違反の多い業種における行為類型別件数（大分類）

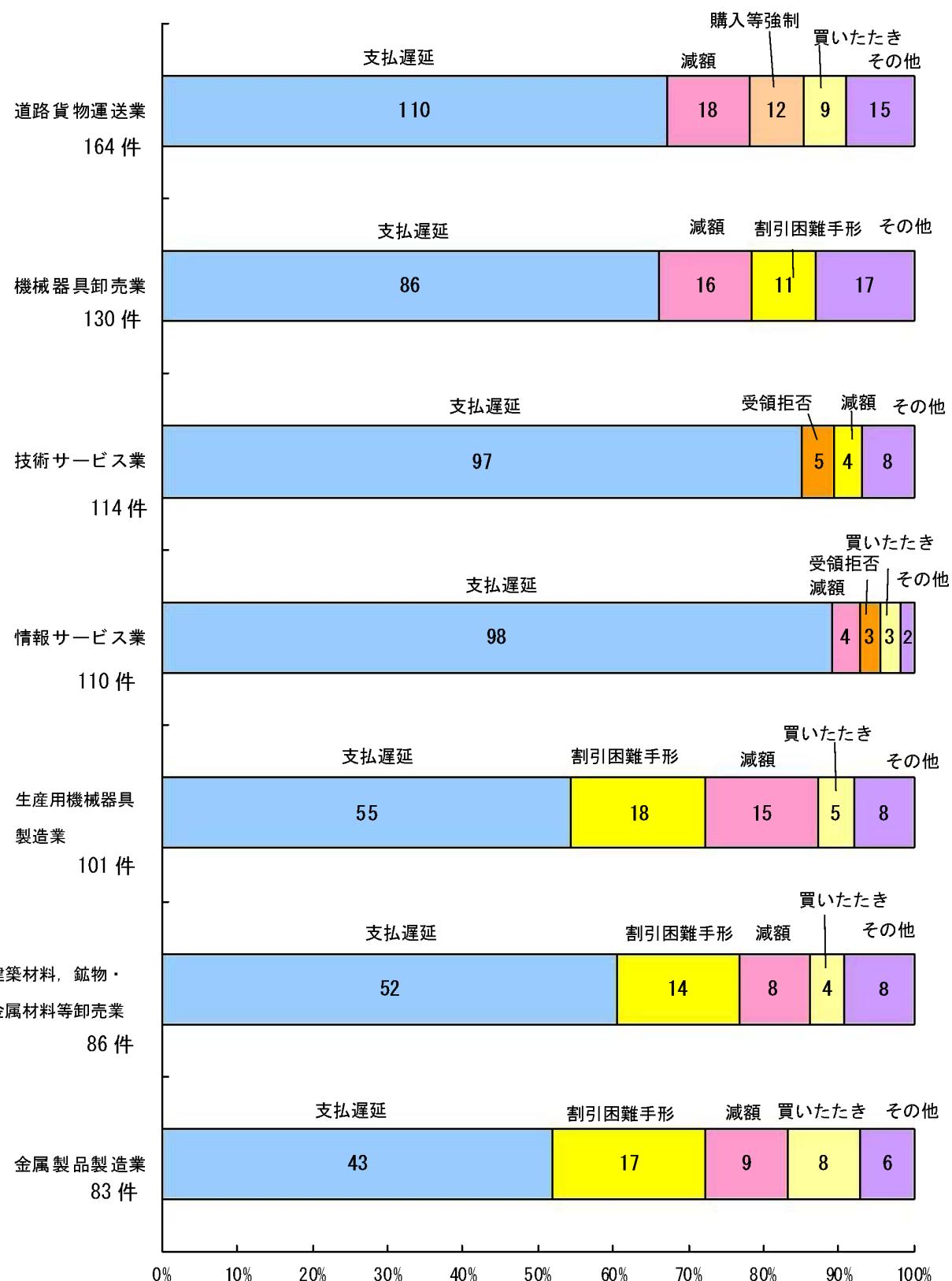
(単位：件)



(注)「その他」は、各業種別に記載している違反行為類型以外の違反行為類型の件数を合計したものである。

図3 実体規定違反の多い業種における行為類型別件数（中分類）

(単位：件)



(注)「その他」は、各業種別に記載している違反行為類型以外の違反行為類型の件数を合計したものである。

参考資料2

下請法違反勧告事件一覧(平成21年4月1日以降)

年度-No.	関係人 (注1)	分野 (注2)	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他(注3)	
					対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
21- 1	株ゼロ	役務 修理	H21.4.16	減額(原価低減等)	28	33,477,511		
21- 2	株ダイゾー【措置請求】	製造	H21.4.21	減額(販売奨励金等)	5	76,260,558		
21- 3	株マルハニチロ食品	製造	H21.4.24	減額(協賛金等) 不当な経済上の利益の提供要請(販売 対策協力金等)	19	19,668,979	22	17,095,550
21- 4	株不二工機	製造	H21.6.23	減額(原価低減)	3	13,127,565		
21- 5	東光商事(株)	製造	H21.6.24	減額(歩引き)	104	24,161,351		
21- 6	ニチユ物流(株)	役務	H21.6.30	減額(取扱手数料)	6	16,737,291		
21- 7	市田(株)	製造	H21.8.6	減額(仕入値引等, 金利引)	92	56,866,934		
21- 8	株大仙	製造 情報 修理	H21.8.7	減額(値引)	71	21,294,627		
21- 9	株キング	製造	H21.10.21	減額(歩引)	69	25,556,089		
21- 10	株アスコン	情報 製造	H21.12.15	減額(決算協力値引き等, 金利引)	27	10,995,429		
21- 11	コイズミ物流(株)【措置請求】	役務	H22.1.27	減額(取扱手数料)	30	37,151,656		
21- 12	諸星運輸(株)	役務	H22.1.27	減額(値引き等)	3	17,832,868		
21- 13	丸真(株)	製造	H22.1.29	減額(歩引, 金利引)	15	17,934,880		
21- 14	株とりせん	製造	H22.2.2	減額(仕入割戻金等)	32	10,666,388		
21- 15	ルビコンエンジニアリング(株)	製造	H22.3.24	減額(協力値引き等)	27	10,867,771		
22- 1	日産サービスセンター(株)【措置請求】	役務 修理	H22.4.16	減額(レス等)	35	23,653,822		
22- 2	日本エース(株)	製造	H22.4.21	減額(支払加工料値引)	47	13,259,887		
22- 3	株ハンズマン	製造	H22.4.22	減額(早期決済奨励金等)	14	10,249,880		
22- 4	株ユニオン	製造	H22.9.27	減額(歩引)	125	32,330,891		
22- 5	株ハニーズ【措置請求】	製造	H22.9.28	減額(各店商品振分け等)	115	136,182,776		
22- 6	株エスエスケイ	製造 修理	H22.9.28	減額(支払歩引き)	24	12,720,493		
22- 7	トステムビバ(株)	製造	H22.10.21	減額(定時割戻し等)	51	51,839,842		
22- 8	ドギーマンハヤシ(株)【措置請求】	製造	H22.11.29	減額(販売協力金等)	12	31,374,686		
22- 9	タキヒヨー(株)【措置請求】	製造	H23.1.11	減額(歩引)	131	83,956,812		
22- 10	いすゞ自動車中国四国(株)	修理 製造 役務	H23.1.21	減額(レス等)	72	73,221,775		
22- 11	株キタムラ	製造	H23.1.27	減額(値引き)	6	17,324,960		
22- 12	旭食品(株)	製造	H23.3.16	不当な経済上の利益の提供要請(PB 特別ご協賛等)			59	41,752,429
22- 13	株プレステージ・インターナショナル	役務	H23.3.18	減額(協力会会費)	503	236,236,471		
22- 14	株マックハウス	製造	H23.3.29	減額(歩引き等) 返品(返品再納品)	5	57,577,265	3	139,856,353
22- 15	株西鉄ストア	製造	H23.3.30	減額(商品割戻し等)	22	53,696,850		
23- 1	センコー(株)【措置請求】	役務	H23.4.20	減額(手数料)	273	43,581,757		
23- 2	生活協同組合連合会コープ中国四国事業連合	製造	H23.6.29	減額(情報処理料等) 不当な経済上の利益の提供要請(割り 戻し金)	101	172,575,395	53	22,800,433
23- 3	株ケーヒン【措置請求】	製造	H23.7.26	減額(遡及適用)	69	70,302,042		
23- 4	木下工業(株)	製造	H23.9.27	減額(口銭)	12	32,235,317		
23- 5	郵船ロジスティクス(株)	役務	H23.9.27	減額(値引き)	4	13,120,573		
23- 6	王子運送(株)	役務	H23.9.30	減額(割戻金等)	193	55,264,594		

年度-No.	関係人 (注1)	分野 (注2)	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他(注3)	
					対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
23- 7	株タカキュー	製造	H23.10.14	減額(消化促進値引き) 返品(一時返品特約)(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(返品 送料)(下段)	11	4,336,120	14	162,805,789
							10	2,772,000
23- 8	株協和	製造	H23.12.7	減額(販促協賛等)	34	20,306,149		
23- 9	株サンエス	製造	H23.12.21	減額(本部リペート等) 有償支給原材料等の対価の早期決済	109	463,323,216	11	2,490,529
23- 10	株チヨダ	製造	H24.1.13	減額(歩引、事務手数料等) 返品(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(広告 協賛金)(下段)	20	102,089,137	18	50,462,930
							3	19,360,595
23- 11	株高山	製造	H24.1.18	減額(特別条件、センターフィ等)	35	23,090,492		
23- 12	株イヤサカ【措置請求】	修理	H24.1.24	減額(値引き)	97	30,018,315		
23- 13	はるやま商事(株)	製造	H24.1.25	減額(オンライン基本料、超過保管料金 等) 返品	153	59,481,436	63	1,033,321,966
23- 14	株たち吉	製造	H24.3.2	受領拒否 減額(カタログ製作協賛金、仕入歩引 等)	34	76,701,096	26	38,466,752
23- 15	八木兵(株)	製造	H24.3.13	減額(協賛金等)	23	67,847,667		
23- 16	株大創産業【措置請求】	製造	H24.3.27	減額(歩引)	178	279,462,435		
23- 17	福岡造船(株)	製造 情報	H24.3.28	減額(割引料)	24	13,460,514		
23- 18	トーハツマリーン(株)	製造	H24.3.30	減額(遡及適用等)	14	29,286,066		
24- 1	株コナ力【措置請求】	製造	H24.4.24	減額(値引き)	10	30,736,907		
24- 2	株ブルーベル	製造	H24.4.27	減額(歩引き)	49	54,473,654		
24- 3	株マーナ	製造	H24.5.11	減額(事務手数料等)	16	22,887,807		
24- 4	生活協同組合コープさっぽろ	製造	H24.6.22	減額(月次リペート等)	8	28,379,880		
24- 5	アイリスオーヤマ(株)	製造	H24.6.29	減額(手数料等)	36	19,773,581		
24- 6	株)ジュニア	製造	H24.7.20	減額(歩引)	55	15,008,485		
24- 7	株)ライトオン	製造	H24.9.7	減額(リペート等) 返品(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(返品 送料)(下段)	7	16,213,730	11	123,642,360
							8	2,795,700
24- 8	株)パレモ	製造	H24.9.20	減額(値引き等) 不当な経済上の利益の提供要請(発注 データの入力作業)	10	23,272,972	11	5,391,750
24- 9	株)ニッセン	製造	H24.9.21	減額(事務手数料) 返品(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(返品 送料)(下段)	133	14,108,202	102	28,410,799
							75	405,600
24- 10	日本生活協同組合連合会	製造	H24.9.25	減額(エリアバイイング等) 返品(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(商品 の組合員テスト費用)(下段)	449	2,563,317,863	6	4,844,920
							24	2,621,889
24- 11	藤久(株)	製造	H24.11.12	減額(仕入割引等)	78	74,146,867		
24- 12	フジモリ産業(株)	製造	H24.12.14	減額(金利引振込)	15	15,136,963		
24- 13	株)サンゲツ【措置請求】	製造	H25.2.12	減額(見本帳協力金等) 不当な経済上の利益の提供要請(自社 のショールームに展示するためのイン テリア製品)	63	557,010,481	38	4,782,722
24- 14	株TBK	製造	H25.2.26	減額(遡及適用等)	59	36,412,290		
24- 15	株)山櫻	製造	H25.2.27	減額(販売協力金)	16	35,070,349		
24- 16	株)フェリシモ	製造	H25.3.29	受領拒否(注3)			88	86,082,291

年度-No.	関係人 (注1)	分野 (注2)	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他(注3)	
					対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
25- 1	旭流通システム(株)	役務	H25.4.23	減額(業務改善提案によりコスト削減効果が生じたとして)	9	24,653,977		
25- 2	株日本旅行	役務	H25.4.26	減額(下請事業者が手配した海外旅行者数に一定数を乗じて得た額等)	18	30,180,173 (注4)		
25- 3	三共理化学(株)	製造	H25.5.21	減額(支払時値引、協力金)	6	11,461,447		
		修理						
25- 4	JNC(株)	製造	H25.6.6	減額(遡及適用)	2	35,089,268		
25- 5	株ヨークベニマル	製造	H25.6.27	減額(仕入割戻)	12	172,865,514		
25- 6	株マルショウエンドウ	製造	H25.6.28	減額(歩引)	21	40,996,060		
25- 7	アズワン(株)【措置請求】	製造	H25.8.9	減額(カタログ協賛値引、仕入値引)	68	27,387,532		
25- 8	株トクスイコーポレーション	製造	H25.12.5	不当な経済上の利益の提供要請(生協センター・フィ協力費等)			8	12,006,531
25- 9	大久保歯車工業(株)	製造	H26.1.30	減額(歩引)	26	11,191,521		
25- 10	株ショーエイコーポレーション	製造	H26.2.27	減額(値引)	24	21,807,038		
		情報						

(注1)「関係人」欄中「【措置請求】」の記載のあるものは、中小企業庁長官から措置請求があった事件である。

(注2)違反に係る下請取引が複数分野ある事件では、下請事業者が被った不利益が大きいものから記載している。

(注3)「その他」欄の「金額」欄には、減額以外の事件について下請事業者が被った不利益の額を記載した。

(注4)ユーロによる減額金額(1万4826ユーロ)を違反行為時点のレートで円換算した額を含む。